死刑冤罪の国際的比較研究：中国の場合（1）

王　　雲　海※

Ⅰ　漸く公開できるようになった死刑冤罪の実態
Ⅱ　「供述基礎型」刑事捜査　（以上本号）
Ⅲ　「捜査支配式」刑事司法
Ⅳ　冤罪を量産する法適用キャンペーン
Ⅴ　冤罪の発見と是正の特徴
Ⅵ　「政治的刑事司法」から「法治的刑事司法」へ

中国、米国、日本のいずれも死刑を法制度として認めている「死刑存置国」であり、どちらでも死刑冤罪事件が発生したことがある。しかし、死刑冤罪の発生の状況、原因、その是正などにおいては互いに異なる。本研究は、死刑制度の国際的比較研究の延長として死刑冤罪の問題を取り上げる。まず、中国における死刑冤罪の実態、その原因、是正を国際的比較の視点から検討していく。

Ⅰ　漸く公開できるようになった死刑冤罪の実態

1.「聶樹斌」のケース

1994 年 8 月 5 日に河北省石家荘市近郊にある工場の労働者である康某が遺体で発見された。強姦された後に殺害された。警察は、翌日に、「自転車に乗っている若い男が近くに通りかかったのを見た」という証言を得た。9 月 23 日になって、「そのような自転車に乗って通勤する同じ工場の労働者」である「聶樹斌」という 19 歳の男を逮捕し、長く取り調べを行った結果、「自分がやった」という自供を得た。聶樹斌は「強姦殺人罪」で起訴されて、1995 年 3 月 15 日に第 1 審

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 21 巻第 3 号 2022 年 11 月　ISSN 1347－0388
※　一橋大学大学院法学研究科教授

で死刑を言い渡された。これに対して、聶樹斌は「自分がやっていない。きつく拷問されて、耐えられず、自分が犯人と認めざるを得なかった」として控訴した。しかし、1995年4月25日に第2審でも死刑判決が維持されて、2日後の27日に銃殺で死刑を執行された。

ところが、聶樹斌が執行されてから10年間も経った2005年1月18日に、河南省で逮捕された「王書金」という男は「河北省での強姦殺人は実は自分がやった」と自供し始めた。捜査を担当している警察官の「鄭月成」は、1月23日に現場に行って実況検分を行った後に、自供に信憑性があるとして、事件の捜査、起訴、裁判を行った河北省石家荘市の関係機関に通報した。しかし、相手の関係機関は、取り上げてくれないどころか、逆に「面倒を起こすな」と鄭を再三にわたって脅していた。仕方がなく、鄭は新聞と雑誌の記者に冤罪の疑いを紹介して記事として取り上げてもらった。「一案両凶」（一つの事件なのに犯人は互いに知らない二人もいるという意味）というタイトルで報道されて、冤罪事件として、多くの人々の関心を引き起こした。これに対して、鄭は規律違反として警察官と副署長の職務から罷免された。同時に、「自分が本当の犯人である」と自供した王書金に対しても、自分が本当の犯人であるという証言を改めるように長期にわたって脅迫していた。

事件が一旦そのまま放置されていたが、2013年ごろになると、冤罪ではないかと疑っている法学者、弁護士、記者などはこの事件を再び提起し、公開手紙などの形で、事件の控訴審を行い、死刑判決を確定させた河北省高級人民法院に対して再審の開始を強く促していた。同時に自供している王書金も「自分が真犯人であることを認めてほしい」として再審を強く求めていた。このような世論の圧力に直面している河北省高級人民法院は、同年9月27日に再審を一応行った。しかし、その結論は「自分が犯人であると自供している王書金は、その自供が確認できないので、やはり聶樹斌は犯人である」という非論理的なものであった。これに対して、法学者、弁護士、記者などは異議を示し、当の王書金も自分が真犯人であることを河北省高級人民法院がわざわざと認めないとして、不服を何度も申し立てた。しかし、いずれも取り上げられなかった。

2014年になると、冤罪の問題の解決に積極的な姿勢を示している最高人民法

院の責任者はこの事件の再調査・再審理を指示したことにより、事態が大きく動いた。12月12日に最高人民法院は、事件の地元である河北省と異なる山東省高級人民法院に対して「聶樹斌事件」を「複審」(「再審」という刑事訴訟法の手続きとは違って、同級の人民法院がもう一回事件を審査するような特別なやり方)するように命令を出した。それを受けて、山東省高級人民法院は直ちに「複審」を開始し、初めて弁護人に自白調書などの証拠を見せて、検察側と弁護側との両方から意見を聞き、「複審」を進めようとしていたが、事件の地元である河北省の共産党政法委員会や河北省高級人民法院などから4回も異議を提起されて、「複審」を何回も延期せざるを得ず、最終結論を示すことは結局できなかった。2016年4月になって、河北省の共産党政法委員会の書記が汚職で失脚し、逮捕された。それに伴って、事件の解決も大きく進展するようになった。2016年6月6日に、最高人民法院は、自らによる事件の再審を決定し、約半年の審理を経て、2016年12月2日に「聶樹斌は犯人でない」と認定して、再審による無罪判決を言い渡した。同時に国家賠償をも命じた。

2.「呼格吉勒図」のケース

1996年4月9日夜7時ごろ、内モンゴル自治区フホホト市のある工場の近くのトイレに行った女子の楊某は、誰かに襲われて、強姦された後、殺害された。その時にちょうどそのトイレの近くを通りかかっている「呼格吉勒図」というモンゴル族の青年は、悲鳴を聞こえて、トイレに行って助けようとした。しかし、入ってみたら女性がすでに死亡していた。そこで、彼は友達を呼んで、9時ごろ一緒に警察署に行って通報し、警察を現場に連れて行った。そのあと、帰宅した。ところで、夜3時ごろになると、呼格吉勒図と一緒に通報した友達が急遽警察に呼ばれて、取り調べを受けるようになった。いろいろな大事件の犯人をその顔・表情から割り出したと自慢し、周りからも「金睛火眼」をもつ「神の探偵」とも賛美されている地元の警察署の副署長は、通報してくれた二人の若者のうち、「表情などから見て、呼格吉勒図は犯人に違いない」と言い、部下に二人を署に連行させて、取り調べを行い、翌日朝になって「呼格吉勒図」から自分がやったという「自供」を得た。

通報した「呼格吉勒図」は強姦殺人犯として起訴されて、1996年5月17日に第1審で死刑判決を言い渡され、6月5日に第2審で死刑判決が確定されて、6月10日に死刑を執行された。事件が発覚してから「犯人」が死刑を執行されるまでは、わずか61日であった。

ところが、2005年10月23日に連続殺人の犯人として逮捕された「趙志紅」という中年の男は、これまで自分が16人の女性を強姦し、殺害したと言い、「内モンゴルでの事件も実は自分がやった」と自供し、自供した犯行の場所、手口、被害者の衣服などの内容が現場の実況見分と完全一致していた。捜査関係者の多くも、あの事件の真犯人は「趙志紅」であって、死刑を執行された「呼格吉勒図」ではないという確信に至った。2005年10月30日に、北京から来ているある高級記者は、共産党中央の責任者たちだけを読者としている「内部参考」という内部新聞でこの事件を数回報道し、真犯人が現れてきたことで執行された18歳の男が冤罪であることを強く訴えていた。これらの報道を目にしたある中央指導者は、事件を再調査するように指示した。これを受けて、地元の司法機関は一応再調査をした。しかし、その結論は「犯人はやはり呼格吉勒図である」という一点張りであった。なかでは、一部の司法関係者は、「上の指示を受けて処理した事件にすぎず、どうしても冤罪というならば全員辞職して、内幕を打ち明けるよ」とまで公言して、上層部を脅していた。結局、事件がそのまま放置されるようになった。

しかし、2014年になると、事件を知ったマス・メデイアなどがこの事件を集中的に取りあげたことにより、「冤罪を是正しろ」という世論のうねりが形成された。また、内モンゴル自治区の司法責任者などの、幹部の大幅な人事交代がこの時期に行われた。このような背景の下で、その責任者も交代された内モンゴル自治区高級人民法院は、最高人民法院の責任者の強い催促の下で、11月19日にやっと再審を決定し、12月15日に無罪判決を言い渡し、冤罪であったことを認めて、国家賠償を行うことを決定した。

この事件では、「犯人」が逮捕されてから死刑を執行されるまではただの61日間であったのに対して、冤罪であることが判明されてから無罪判決が言い渡されるまでは約9年以上もかかった。

3.「騰興善」のケース

1987年4月27日朝、湖南省麻陽県の川沿いで運動している老人の一人は川に浮かんでいる袋を発見し、見てみたらバラバラにされた遺体であることが分かった。治安のよい県なのに、バラバラ殺人事件が発生したことで、衝撃が走っていた。通報を受けた警察は、警察署の半分以上の人員を集めて、専従チームを組んで捜査に乗り出した。上級の警察機関からも指示があって、「指定された期間内で犯人を検挙せよ」という命令であった。

警察は、まず被害者の身元の特定から捜査をはじめ、聞き込みなどにより、貴州省から麻陽県に来て「広場ホテル」の従業員をしていた「石小栄」という18歳の女性は突然家族と連絡を取れなくなったことを知り、似顔を書いたりして、その家族に確認したところ、被害者は確かに「石小栄」であると言われた。被害者の身元が「判明」されたので、次は全力で犯人の検挙に乗り出した。死体がバラバラにされて、しかも大変うまく解体されたことに注目して、犯人は人体解剖に長けた専門的な人間に違いなく、医者か屠殺業者のどちらかに限る、という犯人像を提示して、その線に沿って捜査を展開していた。

妻と子をもつ「騰興善」という男は、死体が発見された川の近くで、豚などの動物を屠殺して肉を売る肉屋さんをやっている。12月6日に「騰興善」はお店で仕事しているときに、警察は突然来て、殺人の容疑で彼を逮捕した。地元の医者と屠殺業者を対象にして捜査していた警察は、「騰興善」は「被害者の女性」が務めていた「広場ホテル」に行って買春をしたことがあるという証言を得たからである。

「騰興善」は、連日の酷な取り調べにもかかわらず、最初の数か月は一貫して否認していた。しかし、そのあとのある日に取り調べから監房に戻ると、「捜査官たちが交代で私を取り調べて、殴ったり罵ったり眠らせなかったりして、誰が耐えられるのか。私はもう耐えられないから、彼らの言うように自分が被害者と不当な性関係をもって、彼女を殺したと認めたよ」と、同室の被拘禁者に言い、大泣きをしていた。その直後、事件が解決されたとして、捜査関係者は「表彰慰労会」を開いて、民衆のために「悪人」を検挙したことをお祝いしていた。1989年1月28日に「騰興善」はバラバラ殺人事件の犯人として死刑判決を言い渡さ

れて、刑場に連れられて、銃殺で死刑を執行された。執行される直前に、「騰興善」は周りの人々にそして青い空に向けて「私は殺人はしていない。私は冤罪だよ」と無念に何回も叫んでいた。

ところが、「石小栄」は「殺害」されてから7年後、「犯人」の「騰興善」は死刑を執行されてから6年後の1994年に、殺害されたはずの「石小栄」の「遺族」に信じられない情報が寄せられてきた。殺害されたと警察に言われた「石小栄」は実はまだ生きており、山東省で結婚し、夫とともに数人の子供を育ている、というものであった。この話を聞いた「遺族」は山東省に確かめに行ったところ、「石小栄」は本当に生きていることを確認した。実は、「広場ホテル」で務めている「石小栄」は、ある日、一人の詐欺師に遭って、山東省により良い仕事があると言われて、着いて行ったが、実は、自分はもうある男の妻として売られていたことに気づいた。そのまま山東省で暮らし始めたのである。詐欺にあって山東省に売買された自分はまさか湖南省で殺害されたとして、自分が全く知らない男は自分と不当な男女関係をもち、自分を殺害したとして、もう死刑が執行されたことに愕然としていた。関係者の協力を得て、早速、死刑を執行された「犯人」の奥さんのところに「私は誰によっても殺されていないよ」と知らせに行った。また、湖南省の警察、検察、人民法院に対して「私は殺されていない。私はあの男を知らない。私はあの男とは不正な男女関係がない」と名誉を回復するように訴えた。

殺害されたとされる「被害者」は目の前に来たことで、捜査した警察、起訴した検察、死刑判決を出して執行した人民法院はすぐ冤罪であることを認めるとは誰も思っていたが、実はそうではなかった。あらゆる方法を使って事件から目をそらそうと試みていた。結局、無実な「騰興善」が殺人犯として銃殺されてから17年目にあたる2006年1月18日になって、全国の世論の批判に抵抗しきれず、湖南省高級人民法院は、いやいやとしながらも「騰興善」の無実を認めて、無罪の判決を言い渡した。しかし、冤罪を作りあげた司法関係者の誰も責任を追及されることがなかった。

……

4. 中国での死刑冤罪実態の公開

中国は、長い間、世界で死刑判決も死刑執行も最も多い国で、多い年度には世界の全死刑判決の件数または死刑執行の人数の約80％以上を占め、正真正銘の「死刑大国」である。これほど多い死刑判決または死刑執行のなかには相当な部分が冤罪ではないかと内外の専門家から長い間危惧されていた。しかし、死刑判決件数も死刑執行人数も国家の最高秘密の一つとされて、絶対公表しないように、長い間、死刑冤罪の存在自体も具体的な死刑冤罪のケースも真正面から取り上げることができず、正式な研究も冤罪原因の追究も事実上難しかった。その中で唯一の例外は政治闘争による場合であった。政治路線・政治理念・政治指導者の変動・交代により、前の政治路線・政治理念・政治指導者の不当性を強調することを通じて今の政治路線・政治理念・政治指導者の正当性を示すべく、前の時代での冤罪状況を披露することがたまにはある。例えば、1978年末から中国は「改革開放」政策へ転向するようになった。この政策の正当性を主張するために、当時の鄧小平時代、そして、その後の江沢民時代、胡錦濤時代及び今の習近平時代のいずれも、1978年以前の毛沢東時代の冤罪状況の公表を明白に禁じないようになっている。そのために、一部の研究者は研究を通じて次のことを指摘している。つまり、「階級闘争」を中心としていた毛沢東時代の中国では、死刑冤罪が最も多くて、二つの冤罪ピーク期があった。一つは、1949年中華人民共和国建国直後、特に1954年までに政治運動として展開されていた「鎮圧反革命者」（反革命者への弾圧）キャンペーン、「三反」キャンペーン、「五反」キャンペーンである。その時期に、多くの無実な人々が誤って逮捕され、判決を言い渡され、死刑に処せられた。冤罪率が10％ないし20％にも達していた、という[1)]。もう一つは、1966年から1976年までの10年間のいわゆる「文化大革命」中であって、数十万人に及び冤罪事件が発生したことである。1979年から1984年の6年間だけでも中国全国の検察によって是正された「文化大革命」中の冤罪事件は約40万2000件あまりであった[2)]。最近になって、1980年代初期に鄧小平の指示で展

1）　巣志雄「司法政策与錯案：来自1957年的司法記憶」、徐昕主編『錯案、申冤与司法政策』、厦門大学出版社、2016年、第171頁。

2）　李士英主編『当代中国的検察制度』、中国社会科学出版社、1988年、第193頁。

開されていた「従重従快」と呼ばれる「厳打キャンペーン」（犯罪と犯罪者をより早く取り締まり、より重く懲罰するためのキャンペーン）のなかでも、冤罪が多くて、建国後の冤罪の第3のピーク期ではないかという指摘がある[3)]。但し、本格的な研究がまだできていない。

上記のように政治変動との関係で冤罪事件が公表されたり、されなかったりするとは違って、政治とはほぼ無関係で、通常の刑事司法体制のもとで発生する冤罪の状況を問題視し、純粋に刑事司法の視点からそれを研究し、その是正を呼びかけるようになったのは、「改革開放」の進行に伴って、法治意識の高まり、刑事司法の整備、法律専門家集団の出現とその影響力の拡大が見られるようになった1990年以後、特に2000年代に入ってからのことである。その流れのなかで、中国共産党と政府も、冤罪、特に死刑冤罪の存在を認めて、その解明と是正を正式に容認するようになったのは2013年以後のことである。その年の11月に、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議が「『改革開放』を全面的に深めるための若干重大問題についての決定」を採択、公表し、その中で「冤罪の防止、是正、責任追及のメカニズムを構築する」と公言し、冤罪の存在とその是正を呼びかけた。翌年の2014年10月に中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議が「『以法治国』（法に基づいて国を治めること）を全面的に進めるための若干重大決定」を採択、公表し、「拷問や証拠の違法収集を最初から予防し、冤罪発生を健全に防止する対策を立てて、冤罪を迅速に是正できるメカニズムを構築しなければならない」と指示した。これらの要求・指示を受けて、中国の警察、検察、裁判所はやっと冤罪、特に死刑冤罪の存在を正式に認めて、その是正に乗り出した。例えば、最高人民法院の発表によると、2013年から2017年までの、全国各級の人民法院は合わせて6747件の有罪判決を改めて無罪判決を言い渡した。そのうち、39件の死刑判決・無期判決を改めて、合わせて78人の死刑または無期懲役の被告人または「死刑囚（そのうちすでに執行された一部の人々も含む」を無実として無罪判決を言い渡した[4)]。この時期は、いわば冤罪、特に死刑冤罪に対する、司法機関による是正のピーク期であった。ところが、その後、このよう

3）　熊秋紅「刑事冤錯案件的制度防範」（2019年3月16日、17日に一橋大学で行われた日中国際シンポジュム「日中の刑事司法における誤判の発見、予防及び救済」でのご報告）。

な冤罪是正のピーク期が急に終わり、今日に至っては、冤罪是正の機運が再び低下するようになっている。但し、この変化は、政治姿勢の変化によるものに過ぎず、中国ではもう冤罪、特に死刑冤罪は発生しなくなっていることを決して意味せず、冤罪、特に死刑冤罪が依然として発生していると見てよかろう。

では、中国では、なぜ冤罪、特に死刑冤罪が発生するのであろうか。その主な原因がどこにあるのであろうか。

Ⅱ 「供述基礎型」刑事捜査

1. 基本政策としての「坦白従寛、抗拒従厳」

かつての中国では、警察などの捜査機関の取調室には必ずと言ってよいほどその壁に「坦白従寛、抗拒従厳」という八つの文字から構成する政策が大きく書いてある。取調室に被疑者・被告人を連れてくると、最初にするのはまずこの八つの文字・この政策を見せて、その意味についての説明をし、自白するように求める。今日になっては、取調室の壁には従来のようにこの八つの文字が大きく書かれてあるところもあれば、もう書かないところもある。しかし、取り調べはこの政策の説教から始まることには変わりがない。「坦白従寛、抗拒従厳」は、一貫して、捜査機関をはじめとする中国の刑事司法機関が犯罪（特に捜査中・身柄拘束中・取り調べ中）の被疑者・被告人に対して臨む基本政策・一貫姿勢である[5)]。

中国共産党は、その革命の根拠地時代から、その革命の「敵」に対する最高の方針・政策・姿勢として「懲弁与寛大相結合」（日本語でいうと「厳罰と寛大との結合」で、「抵抗する者ならば厳しい打撃・懲罰で対処する一方、協力する者ならば緩やかな措置・寛大な待遇で扱う」という意味）を打ち出して用いていた。1949年中華人民共和国建国後もこの方針・政策・姿勢が受け継がれ、建国直後のいわゆる「反革命分子鎮圧運動」、「三反」、「五反」などの、人民の敵を弾圧す

4） 周強「最高人民法院工作報告」（2018年3月9日）（最高人民法院工作报告——2018年3月9日在第十三届全国人民代表大会第一次会议上——中华人民共和国最高人民法院公报（court.gov.cn）

5） 肖揚主編『中国刑事政策和策略問題』、法律出版社、1996年、第243頁。

るための大衆政治運動の中ではさらに発展され、広範囲に使われるようになった[6]。1979年に制定された建国後の最初の刑法典もその第1条で「懲弁与寛大相結合」政策が中国の刑事法の基本原則であって、刑事司法はそれに従うべきであることを宣言していた。それ以後にも、中国の党と政府は犯罪と刑罰・社会治安に関する重大な行動を取るたびにこの政策を必ず強調する。2004年以後、「寛厳相済」という新たな政策が中国政府により公式的に提出されて、今日まで堅持されているが、強調する側面が若干違うものの、もとよりの発想が「懲弁与寛大相結合」から来たものであり、両者の意味合いもほぼ同じである。

「懲弁与寛大相結合」の政策は、その刑事捜査・刑事取り調べの段階・場面での体現・具体化がいわゆる「坦白従寛、抗拒従厳」というものであって、「坦白従寛、抗拒従厳」は「懲弁与寛大相結合」の主な内容である。「坦白従寛、抗拒従厳」の意味合いは、つまり、捜査・取り調べに対して自白などをして協力すれば、「縦寛」（寛大・軽き）に従って対処するが、逆に、自白などを拒め、抵抗すれば、「従厳」（厳格・重き）に従って処罰する、というものである[7]。「従寛」とは、後の刑事裁判で「自首」などの法定事由または酌量事由に対する量刑上の「寛大」をも含めるものの、それ以上に、裁判前の捜査中・身柄拘束中・取り調べ中における「待遇」上の「寛大」を意味する。同様に、「従厳」とは、後の刑事裁判で量刑上などの「従厳」をも含めるものの、それ以上に捜査中・身柄拘束中・取り調べ中での被疑者・被告人に対する扱い上の「従厳」を意味する。しかも、裁判段階における「従寛」、「従厳」とは違って、捜査段階での「従寛」「従厳」とは必ずしも法定的ではなく、より多くの場合は捜査機関または捜査員の裁量によるものである。特に自白などを拒否する被疑者・被告人に対して自白などの「協力」を得られるために用いられる「従厳」としての手段・やり方がいろいろとあるが、その殆どが非法定的で場当たり的なものである。

1995年ごろになると、中国共産党と政府が「社会主義法治国家建設」のスローガンを打ち出したことに伴って、刑法と刑事訴訟法が改正される運びとなり、そのなかで、「坦白従寛、抗拒従厳」は、無罪推定などの人権保障原則に反する

6）　肖揚、前掲注5）、第63頁。
7）　肖揚、前掲注5）、第72頁。

のではないか、捜査中・取り調べ中「抗拒従厳」として拷問などによる自白強要が多発しているのではないか、といった批判が展開されていた。それに対応すべく、1996年3月に改正された現行刑事訴訟法は、「坦白従寛、抗拒従厳」、特に「抗拒従厳」を暗に制限するような若干の規定を設けた。また、1997年3月に改正された現行刑法は「坦白従寛、抗拒従厳」の親原則である「懲弁与寛大相結合」を条文上から正式に削除した。当時の中国の刑事法学界においても、「坦白」は「従寛」してもよいが、「抗拒」は「従厳」してはいけない、という主張が展開されるようになった。その結果、それ以後、「抗拒従厳」はもはや主張しなくなったが、「坦白従寛」は従来のように堅持していく、というような公式的姿勢が形成されて、一件落着するように見えた。しかし、「従寛」と「従厳」とはもとより相対的概念であって、同じ物事の表と裏のような関係にあって、相手があれば、初めて自分も成り立つのである。「従寛」だけがあって、「従厳」はないことがあり得ないのである。このこと・この関係は、当時もいまも関係者によって十分に悟られることがないまま、「坦白従寛」の容認により事実上「抗拒従厳」も生き残ることとなっている。特に、2018年の刑事訴訟法改正を通じて中国式司法取引ともいえる「認罪認罰従寛制度」が導入され、80％以上の刑事事件がこの制度に従って処理されるほど広範囲に適用されるようになっている。このような状況の中では、「坦白従寛」だけではなく、「抗拒従厳」も事実上働いており、捜査中・身柄拘束中・取り調べ中の被疑者・被告人に対して捜査側が臨む基本政策・基本方針・基本姿勢として生き続けている。

2. 身柄拘束の主な目的――取り調べの確保と自白の獲得

中国では、犯罪の被疑者・被告人に対して手続き上の処分・措置としてその身柄を拘束するための制度には「拘留」と「逮捕」とがある。拘留とは、警察などの捜査機関が自らの判断で被疑者・被告人を拘束するものである。逮捕とは、警察などの捜査機関が検察の許可また人民法院の批准により被疑者・被告人を一定の期間に渡って拘束するものである。拘留と逮捕が法律をもって最初に定められたのは1954年の「中華人民共和国逮捕拘留条例」である。1979年に採択された中華人民共和国建国後の初めての刑事訴訟法は、被疑者・被告人に対する「強制

措置」として引き続き拘留と逮捕を規定しいた。1996年に制定された現行刑事訴訟法も被疑者・被告人の身柄拘束の制度として拘留と逮捕を定めている[8)]。

拘留と逮捕の条件に関して、時期によりその中身が若干変わっている。例えば、現行刑事訴訟法では、「逮捕」の条件として次の三つのことが一層明白に定められている。つまり、被疑者・被告人が犯罪を実施したことを証明する証拠があること、犯罪が懲役刑以上の刑罰を科せられる可能性があること、住居監視では「社会危険性の発生」を防ぐには足りないことである。また、拘留は、法律上もとより現行犯などの緊急場合の「逮捕」として想定されているものであるので、「緊急」である場合を除けば、「逮捕」との要件がほぼ同じである。しかし、このように、若干変わっている拘留と逮捕の要件とは違って、被疑者・被告人の身柄拘束の目的に関しては、建国後は一貫して変わっていない。それは、つまり「社会危険性の発生を防止すること」である。そして、「社会危険性」としていろいろな場面・状況が法律などによって挙げられているが、それらを大別すると、およそ次の二つの種類になる。つまり、第一は、被疑者・被告人は（現行犯の場合）犯罪を続行する、または、犯罪を新たに実施することである。第二は、証拠を隠滅したり破壊したり、他の犯罪者と口合わせをしたり、証人を脅したり、逃走したりして、刑事手続きの遂行を妨害することである。この中では、第二の「刑事手続きの遂行を妨害すること」には、当然として取り調べが不可能になることも想定されている。逆に言えば、「社会危険性の発生を防止すること」の一環として、取り調べを可能にするために拘留、逮捕を通じて身柄拘束を行うのである。また、中国の刑事手続きの中では、刑事手続き中被疑者・被告人の人身自由に対する制限処分として、拘留と逮捕以外に「召喚」、「保証立てての審判待機」、「住居監視」がある。そのいずれも「取り調べ時にすぐ出頭する」（「在伝訊的時候及時到案」）ことを被疑者・被告人の義務としている、いわば取り調べを担保するための処分・措置である。拘留と逮捕は、これらの処分・措置では「社会危険性の発生を防ぐには足りない時に」はじめて適用される、いわばそのような処分・措置の強化形であるので、勿論取り調べを担保し、それを随時に可能に

8）　王雲海・周劍龍・周作彩編『よくわかる中国法』、ミネルヴァ書房、2021年、第207頁以下。

することがその主な目的である。

「拘留」、「逮捕」による身柄拘束の主な目的が取り調べの担保であることは、中国の刑事手続きの中の捜査、起訴、裁判に対する時間的制限の在り方からも読み取ることができる。1979年に採択された建国後の最初の刑事訴訟法までは、捜査、起訴、裁判に関する時間的制限が事実上なく、拘留、逮捕による被疑者・被告人の身柄拘束期間もほぼ任意的であった。1979年刑事訴訟法では、それに関する規定が初めて明白に設けられて、被疑者・被告人の身柄が拘束されている場合は、最長期間として、捜査が3か月以内で、起訴は1か月半以内で、裁判も1か月以内で完了しなければならない、というようになった。現行刑事訴訟法では、逮捕してからは、捜査は3か月以内、起訴は1か月半、裁判も3か月半以内で完了しなければならないようになっている。しかし、先にも述べたように、被疑者・被告人の身柄拘束制度として逮捕以外には拘留があって、拘留期間はかつて明白に規定されていなかったが、現行刑事訴訟法では、最長は37日間が可能である。実務上、「拘留前置主義」が取られているので、そのために、事実上、捜査段階で被疑者の身柄拘束期間はあわせて4か月以上にもなっている（特殊の場合はさらに延長が可能である）。捜査段階だけに対して特にこれほど長い身柄拘束期間を設けているのは、やはり捜査と身柄拘束との関係に対する理解、そして、身柄拘束中の取り調べの重要性に対する認識によるものである。つまり、捜査段階の長い身柄拘束は、犯罪の継続や新たな犯罪の実施の防止よりも、むしろ十分な取り調べの確保と取り調べによる自白の獲得である。中国では、いわゆる「超期羈押」（「期間超過拘束」）は、長い間大きな問題となっており、多いときには全国で数十万の被疑者・被告人が法定期間を超えて身柄を拘束される事態が続いていた[9]。その殆どの場合は、捜査段階での「超期羈押」である。法定の身柄拘束期間中においては、自白を取れないか、取れたとしても、他の物的証拠とは明白に矛盾しており、事件を解明して起訴請求には持っていけないから、期間を超過しても、事件が「解明」されるまで身柄を拘束して口を割るまで随時に取り調べていく。

9）　陳衛東主編・程雷副主編『2012年刑事訴訟法修改条文理解与適用』、中国法制出版社、2012年、第191頁。

3.「如実供述」の義務と黙秘権の不在

上述したように、身柄拘束の主な目的が取り調べの確保であることは、法制度上はそのように設計されているが、それだけでなく、それ以上に、刑事司法実務上、警察などの捜査関係者ないし司法人員全体の常識としても共有されている。それに加えて、「任意捜査」と「強制捜査」という分け方は存在しておらず、捜査ならば当然にもすべて強制力を持つ強制捜査であるとされている。そのために、身柄拘束中の被疑者・被告人は取り調べ受忍義務を負うことが当たり前のこととして認識されている。取り調べ受忍義務があるか否かという問題を提起すること自体は、これまではほぼなく、たとえ提起されたとしても、非常識として嘲笑されてしまうだけである。

取り調べ受忍義務が当然あるとされている被疑者・被告人には「黙秘権」があるのであろうか。これに関しては、1990年代初期までは、黙秘権が勿論ないことは常識であった。つまり、被疑者・被告人とされた以上、特に身柄を拘束された以上、「如実供述」（事案に関して「事実通りに供述する」）の義務が自ずから生じてくる。黙秘することが許されず、黙秘することが一種の「抗拒」とみなされる。実際上、被疑者・被告人と黙秘権との関係が云々され始めたのは1990年代以後のことで、それまではそのような意識さえもなかった。建国後最初の刑事訴訟法である1979年刑事訴訟法も、その第64条で、「被疑者・被告人が捜査人員の取り調べに対して、如実に回答すべきである。但し、事案とは関係のない質問に対して回答を拒否する権利を有する」と定めて、黙秘権の存在を否定するだけでなく、「如実に供述する義務」を従来通りに被疑者・被告人に課していた。2000年代に入ってから、はじめて、自己負罪拒否権や黙秘権といった言葉は、中国でも語られるようになり、「自己負罪拒否権や黙秘権がすでに世界の常識となっている」として中国でもそれを認めるべきであるという議論は、学者などを中心に活発に展開されるようになった。その結果として、2012年そして2018年に改正された現行刑事訴訟法は、その第52条で、はじめて「いかなる人に対しても自己有罪を証明するように強制してはいけない」という規定を設けて、「自己負罪拒否権」をはじめて法律のなかに取り入れた。しかし、同時に、その第120条では、「被疑者・被告人が捜査人員の取り調べに対して、如実に回答すべ

きである。但し、事案とは関係のない質問に対して回答を拒否する権利を有する」という、従来の「如実に供述する義務」条項を温存させて、「黙秘権」を事実上否定したうえで、その規定の後ろにすぐ「捜査人員は被疑者・被告人を取り調べるときには、その享受する訴訟上の権利、そして、もし如実に自分の犯罪を供述すれば寛大に処理されること、認罪認罰従寛の法律規定があることを、告げるべきである」という、従来の刑事訴訟法にはない新たな規定を付け加えて、黙秘しなければ、如実に供述すれば、その利益として「寛大に」処理されることを示している。

以上のような諸規定が互いに矛盾しているのではないかという疑問がよく提起されているが、これに関して、立法機関と多くの学者は次のように解釈している。つまり、一方では、「自己負罪拒否権」についての規定は、ただ「刑訊逼供」（「拷問などの暴力による自白強要）を禁ずるものであって、「黙秘権」の賦与を意味するものでは決してない。被疑者・被告人には「自己負罪拒否権」があるとしても、直ちに「黙秘権」もあるということにはならない。他方では、現行刑事訴訟法も従来のように「如実に供述する義務」条項を温存させてはいるものの、同時に、そのような義務の履行を促す手段として定めているのは、「もし如実に自分の犯罪を供述すれば寛大に処理されること、認罪認罰従寛の法律規定があること」を告げるだけである。言い換えれば、如実に供述すれば「寛大に処理される」利益があるが、逆に、黙秘して如実に供述しなければ、「寛大に処理されない」こと以外には何の不利益もなく、如実の供述を強制することもできないはずである。従って、現行法での「如実に供述する義務」は、従来のそれとはやはり違っており、黙秘権の確立そのものではないものの、それに近いものである、という[10]。

しかし、本当に「自己負罪拒否権」は「黙秘権」とは無関係であるように解釈することができるのか、「寛大な処理・認罪認罰従寛」が適用されるからと言って、「如実に供述する義務」がもうないと言えるのか、そのいずれも甚だしい疑問である。特に、厳密に定義・限定される「本件」と「別件」、「罪数」と「訴

10）陳衛東『反思与建構：刑事証拠的中国問題研究』、中国人民大学出版社、2015年、第9頁。

因」といった基礎的または前提的概念がないままでの取り調べでは、「寛大」・「従寛」（軽きに従って罰すること）とその逆の「厳重」・「従厳」（重きに従って罰すること）とは、その違いが相対的なものであって、捜査機関・捜査員のやり方自体によって変わる。法律上はたとえ「寛大」・「従寛」だけが認められるとしても、実務上、その逆である「厳重」・「従厳」も常に可能となる。結局、現行刑事訴訟法においても黙秘権がないことには変わりがないのである。

4. 取り調べ自体の糾問的構造

建国以後、被疑者、特に身柄を拘束されている被疑者に対する取り調べは、一貫して基本的な捜査手法・主な手続き上の処分として規定され、広範囲に利用されていたが、取り調べ自体の在り方は問題として意識、議論することも、法律などがそれを明白に定めることも少なく、長期間にわたって実務に任せていた。その結果、取り調べ自体は、事実上、糾問的構造の中で有罪を前提として行われることが一般的であった。1954年の「逮捕拘留条例」は、逮捕、拘留された被疑者・被告人に対して24時間以内に取り調べなければならないと定めていただけであった。1979年刑事訴訟法は、取り調べは2人以上の捜査人員が行うこと、取り調べ時はまず被疑者・被告人に対して犯罪をしたかどうかを聞き、犯罪の状況を陳述または無罪の弁解をさせて、次に質問をすることを規定した。1996年に制定、2012年、2018年に改正された現行刑事訴訟法は、1979年刑事訴訟法の上述規定を継承したうえで、捜査人員は取り調べるに当たって被疑者・被告人に対して享有する訴訟権利、如実供述に対する寛大処理、認罪認罰従寛の法律規定を告げるべきことを新たに付け加えただけであった。今は、取り調べの在り方を実際上定めて、捜査実務が従っているのは、2020年7月に改正された公安部の「公安機関弁理刑事案件程序規定」（日本語で言うと「警察機関が刑事事件を扱う手続きに関する規定」）である。この規定は刑事訴訟法の実施に関する警察機関の細則のようなものである。その中では、取り調べは2人以上の捜査人員が行うこと、共犯の場合それぞれを別々に取り調べることのほかに、取り調べるに当たって、まず被疑者に対して犯罪をしたかどうかを聞き、訴訟上の権利を告げ、もし如実に自分の犯罪を供述すれば寛大に処理され、認罪認罰従寛の法律制度があ

ることを知らせて、有罪の状況または無罪の弁解を陳述させる。そのあとに、質問をする、という取り調べの順番が定められている。

実際上、伝統的には、特に拘留、逮捕された被疑者を取り調べる場合は、被疑者に手錠をかけたりするような、身体に対するかなりの物理的制限を加えたままで訊問するのは一般的であった。近年になって、それは「無罪推定」に反しており、「有罪推定」ではないかという批判の声が若干あったものの、いまでも、問題として意識することは刑事訴訟法の研究者を含めて極めて少ない。いまでも、特に殺人などの「重大凶悪」事件の場合は、手錠をかけたままなどで、被疑者の身柄に対する厳しい物理的制限のままで取り調べが行わるのが普通である。また、取調室には取り調べを受けるための圧迫感の強いスペースが特設されて、被疑者・被告人はそのなかで訊問を受けることが一般的である。

取り調べの場所に関しては、従来は、それを問題として意識することが全くなかった。取り調べは、完全に警察などの取り調べ機関・捜査人員の選定した便利で好きなところ、殆どの場合警察署内にある「訊問室」で行われていた。取り調べしないときまたは取り調べが終了したときだけに、同じ警察の別の部署が担当する、警察署の外に位置する「看守所」に被疑者・被告人の身柄を移送して引き続き拘束していく。しかし、おそらく日本での「代用監獄」の議論から影響を受けて、2000年代に入ってから取り調べの場所は問題として意識、議論されるようになった。その結果、2012年に行われた現行刑事訴訟法に対する改正のなかでは、被疑者は拘留または逮捕されてから24時間以内に看守所に移送しなければならないこと、被疑者は看守所に移送されてからは、取り調べが看守所で行われるべきであることが、新たに規定された。但し、24時間以内での取り調べは、その場所が依然として捜査機関の判断に委ねられているし、従来多用されていた「提外審」（「被疑者を看守所の外に連れ出して取り調べを行うこと」）も依然として一定の手続きを経て認められるようになっている。また、2020年7月に改正された公安部の「公安機関弁理刑事案件程序規定」は、緊急性のある取り調べや被疑者は病気か妊娠などの場合を除いて、取り調べは警察機関の法執行場所の「訊問室」で行うべきであるとまず原則を定めて、その後に、すでに看守所に移送された被疑者に対してその取り調べが看守所で行うべきであると規定している。

この規定により看守所以外のところ、特に警察などが警察署などで保有する「取調室」での取り調べが昔のように大幅に可能となっており、かつてのやり方に回帰している。

取り調べは、伝統的には、捜査側と被疑者だけの間で展開され、捜査側は被疑者に対して一方的に訊問し、被疑者側はその訊問に対して如実に回答するように強く求められる、という完全たる糾問式で行われていた。そのやり方の前提は、捜査ならば勿論秘密に行われるものである、という共通発想・共通認識であった。そのような発想・認識のもとでは、捜査の中心とされる取り調べには、弁護士を含めて、第三者にその現場に立ち会わせたり、その様子を見せたりするのが考えられることも、許されることもなかった。事情が変わり始めたのは1996年の現行刑事訴訟法の制定であった。この法律は、はじめて捜査段階における弁護士のかかわりを少し認めるようになった。つまり、捜査段階では、第1回目の取り調べを受けた被疑者、または、拘留、逮捕により身柄を拘束された被疑者は、弁護士を雇って「法律諮問」をしてもらうことができるようになった。「法律諮問」として、法的知識を伝授したり、代理して不服申し立てや告発をしたり、「逮捕」から「保証立ての審判待機」に手続き上の処分を変更するように申請したりすることである。そして、2012年に行われた現行刑事訴訟の改正では、はじめて捜査段階において弁護士による刑事弁護が認められて、被疑者・被告人は第1回目の取り調べを受けてから、または、身柄を拘束されてから、弁護士を雇って正式な弁護活動をしてもらうことができるようになった。捜査段階での「正式な弁護活動」として、被疑者・被告人との面会、通信のほかに、法律援助を提供したり、代理して不服申し立てや告発をしたり、「逮捕」から「保証立ての審判待機」に処分を変えるように申請したりすること、捜査機関に対して被疑者の被疑罪名や事件状況を聞き、意見を述べることなどは、許されるようになった[11)]。しかし、取り調べには立ち会ったりすることは依然としてできない。結局、いまでも取り調べ自体は、弁護士を含めて、いかなる第三者もかかわりを持つことができず、完全に「捜査機関 VS 被疑者」という図式のなかで行われるのである。

11） 王雲海「中国刑事訴訟法改正の到達点と問題点」、『法律時報』、2012年84巻8号、第56頁。

従来は、「取り調べの可視化・透明化」というのは、言葉としても意識としても全く存在しなかった。むしろ、捜査・取り調べならば、勿論秘密の状態で「密室」で行う、というのは常識であった。実際上も、秘密の状態で「密室」での取り調べが日常的であった。意識や事情がやっと変わり始めたのは20数年前のことであった。1990年代に入ってから、他の国々での取り調べの録音・録画制度の導入から影響を受けて、中国の刑事訴訟法学者もそれを問題として提起し、中国でもその導入を主張するようになった。それに伴って、最高人民法院などの司法機関は、まず、その「司法解釈」を通じて、無期懲役や死刑を科す可能性のある事件や公務員の職務犯罪事件について「取り調べ時録音・録画を実施することができる」または「実施すべきである」ことを定めるようにした。そして、2012年3月に行われた現行刑事訴訟法改正時に、刑事訴訟法自体ははじめて録音・録画制度を正式に導入した。改正後の現行刑事訴訟法によると、一般事件の取り調べに関しては、取り調べの過程を録音または録画することができる。無期懲役、死刑を言い渡す可能性のある事件及びその他の重大事件に関しては、取り調べ過程を録音または録画すべきである。録音・録画は取り調べの全過程で行い、その「完整性」（「全体性」）を保つべきである、という[12]。但し、法律上はこのように定めたものの、取り調べ過程を録音・録画したテープなどについては、公判までには、弁護士以外の弁護人はそれを見ることができないし、弁護士の場合でも、申請して許可されたときだけに見ることができるにすぎなかった。そして、2021年に最高人民法院が出した司法解釈により、弁護士に対して公判前に取り調べの録音・録画を聞き、見ることが原則として可能となったものの、それを複写、コーピすることが依然としてできない。また、取り調べの「全過程」とその録音録画の「完整性」については、捜査機関とその他の機関の理解・解釈が異なっており、「打時不録、録時不打」（「自供を強要する時には録音・録画しない。録音・録画する時には強要しない」）や、「有罪供述だけを録音・録画するが、無罪弁解を録音・録画しない」という実務上のやり方は、いまだに少なくはない[13]。

12）王雲海、前掲注11）、第57頁。
13）陳衛東、前掲注9）、第228頁。

5. 供述が「入り口」でも「出口」でもある捜査実務

長期にわたって、中国における刑事捜査の実務は、その特徴が「由供到証」または「以人找物」であると言われている[14]。その意味するところは、犯罪事件が発生したら、まず怪しい被疑者を探し出して拘束し、その被疑者の口を割って供述・自白を引き出す。そして、その供述・自白に沿って物的証拠を集める、ということである。つまり、供述・自白は「捜査の入り口」として扱われて、自白を取ることから本格的な捜査活動を始め、取った自白に基づいて次の捜査活動を続けていく。しかし、このような「由供到証」または「以人找物」は、中国における刑事捜査実務の特徴の一面に過ぎない。そのもう一面は、「由証到供」または「以物找人」である。つまり、捜査の過程では、元の供述・自白に沿って探し出した物的証拠が供述・自白と一致していればよいが、一致しない場合は、物的証拠に合わせるように元の供述・自白を変えるように迫る。そして、新たに物的証拠を説明・解釈できるように変えられた供述・自白、または、物的証拠と人為的に「一致」させた供述・自白をもって、事件を解決し、犯人を検挙する、という。言い換えれば、捜査は、「物的証拠・客観的証拠をもってそれらを基準・根拠に事件を解決し、犯人を検挙する」よりも、むしろ、「供述・自白をもって、供述・自白を最終的基準・根拠にして事件を解決し、犯人を検挙する」のである。供述・自白はまたも「捜査の出口」としても扱われ、最終的には、供述・自白などの言辞証拠・主観証拠をもって事件のストリーを形成させ、それらを最終基準・根拠にして「犯人」を特定して、捜査が終了するのである。

このように、供述・自白が捜査の「入り口」でもあり、「出口」でもあるので、捜査機関・捜査人員の多くがいわゆる「口供情結」（「供述・自白コンプレックス」）に陥っており[15]、自白を獲得するための取り調べを捜査の基本手段・基本プロセスと位置付けて、あらゆる方法を使って極力に被疑者の口を割って自白を取ろうとする。合法的な方法では自白を取れなければ違法的方法までを使う。事件を解決したかどうか、犯人を検挙できたかどうかはその判断基準を主に供述・自白などの言辞証拠に置き、事件がどのように発生し、犯罪がどのように行われ

14） 何家弘『亡者帰来：刑事司法十大誤区』、北京大学出版社、2014年、第46頁。
15） 何家弘、前掲注13）、第47頁。

たかも供述・自白に基づいて描かれる。このような捜査実務においては、供述・自白を取ることが最も重要視されて、自白が最もものをいうとされているので、自白が合法的に得たものであって、任意性・真実性・信用性には問題がなければ、事件の解決、そして、本当の犯人の検挙に寄与する場合があるが、それ以上に、自白を重要視するあまり、違法的な方法で自白を取って、取った「自白」は任意性・真実性・信用性がなく、冤罪を生み出す場合は多い。中国でこれまで判明された死刑冤罪事件のいずれも拷問などによる自白強要から直接起因しているものであって、自白強要は中国における冤罪、特に死刑冤罪の最大な原因となっている。

確かに、建国直後から政策上・法制度上「重証拠、不軽信口供」（「客観的で物的証拠は重要視する。供述・自白は軽信しない」）という方針がずっと存在している。1979年刑事訴訟法のなかでは、はじめて次のような正式規定を設けた。つまり、あらゆる事件に対して証拠、調査を重視し、供述を軽信しない。被疑者・被告人の供述だけがあって、その他の証拠がない場合は、被疑者・被告人に有罪を認定して刑罰を科すことができない。逆に、被疑者・被告人の供述はなくても、証拠が十分確実であれば、有罪を認定して刑罰を科すことができる、という。1996年現行刑事訴訟法もこの規定を踏襲している。しかし、取り調べ受忍義務の当然視、「如実供述」義務による黙秘権の否定、糾問的取り調べ自体などの捜査構造により、このような規定が空洞化されている。いわゆる「零口供」（「ZERO供述」）の事件は新聞記事になるほど少なく、「零口供」が事実上容認されない状態は続いている。捜査実務上は、むしろ、「軽信口供」がいまだに主流である。

6. 冤罪の直接的原因としての自白強要の多発

従来は、取り調べの合法性、供述・自白の任意性・真実性・信用性を担保する装置として二つしかなかった。一つは、供述・自白の調書に被疑者・被告人に署名または押捺させることである。その署名または押捺をもって、供述・自白の任意性・真実性・信用性を示そうとする。もう一つは、刑事訴訟法上、刑訊逼供（暴力による自白の強要）、及び威嚇、誘惑、欺瞞などの方法による証拠収集を厳

禁することを宣言し、刑法上、「刑訊逼供罪」を設けていることである。しかし、そのいずれも自白の強要を抑止することができなかったのである。署名・押捺をしたからと言って被疑者の供述が必ず任意性・真実性・信用性を有するものにはならないことは自明である。また、「刑訊逼供罪」として拷問を行った捜査人員を追及できるのは、あくまでも被疑者・被告人が死亡したり、大きな身体的障害を残したりして、どうしても隠すことができない例外の場合のみである。死亡が発生しなければ、重大な身体障害が残っていなければ、「刑訊逼供罪」として追及されることがほぼない。さらに、威嚇、誘惑、欺瞞などの方法による証拠収集を厳禁すると宣言したものの、そのように証拠収集を行ったとしても事実上問題とはならない。2010年7月に、最高人民法院は「死刑事件における証拠審査判断に関する若干規定」と「刑事事件における違法収集証拠排除に関する若干規定」を制定、公表したことにより、やっと「違法収集証拠排除」が提起されるようになった。それを受けて、2012年の刑事訴訟法改正のなかでも「違法収集証拠排除」が正式に定められるようになった。しかし、後に述べるように、司法実務上は、それは、自白強要（拷問による自白、威嚇、誘惑、欺瞞などの方法による自白）を抑止する十分な原則にはまだなっていない。また、この原則が2010年に導入されるまでは、拷問による自白強要は、冤罪事件、特に死刑冤罪事件の直接的原因であった。判明した冤罪、死刑冤罪の事件は、すべて拷問による自白強要があって、そのように強要された自白をもって誤って無実な人を「犯人」に認定し、うちの一部が死刑を言い渡されて、実際に死刑を執行されてしまった。そして、2010年に「違法収集証拠排除」原則が確立されてから、特に2018年から正式に導入された中国式司法取引である「認罪認罰従寛」制度の実施により、被疑者の身体に対するあからさまな暴力による自白強要が減少したものの、威嚇、誘惑、欺瞞などの方法による自白強要はむしろ多くなっているのではないかと危惧されている。過去においても現在においても自白強要は中国における冤罪、特に死刑冤罪の最も直接的原因であることにはさほど変わりがないのである。

（以下次号）